

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小川けいこ前監査委員および酒井妙子前監査委員は令和2年6月4日まで関与し、福沢剛監査委員および柳沢よしみ監査委員は同月5日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和2年1月14日から同年2月14日までの間において実日数15日間

方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- (ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。

- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的、出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っているか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。

- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

〔施設名〕団体等名
石神井公園商店街振興組合 【にぎわい商店街支援事業補助金、いきいき商店街支援事業補助金、空き店舗対策事業補助金、空き店舗活用産直販売支援事業補助金】

〔施設名〕団体等名
<p>東京あおば農業協同組合</p> <p>【都市農業活性化支援事業費補助金、金子ゴールデン麦ブランド化推進事業補助金、地産地消推進事業費補助金、優良種子共同購入事業費補助金、土壌改良・病害防止資材共同購入事業費補助金、野菜供給確保対策事業費補助金、環境保全型農業共同購入事業費補助金、有機・減農薬農業共同購入事業費補助金、環境調和型農業施設整備事業費補助金、資源循環型農業推進事業費補助金、生産基盤強化施設整備事業費補助金】</p>
<p>社会福祉法人練馬区社会福祉協議会</p> <p>【社会福祉協議会補助金、権利擁護センター運営費補助金】</p>
<p>〔クラブハウスシンプルライフ〕</p> <p>特定非営利活動法人ホサナ</p> <p>【地域活動支援センター 型補助金】</p>
<p>〔Hot Job〕</p> <p>特定非営利活動法人ほっとすぺーす</p> <p>【障害者日中活動系サービス推進事業補助金、障害者施設防犯緊急対策設備費補助金】</p>
<p>社会福祉法人練馬区社会福祉事業団</p> <p>【介護人材育成・研修センター支援経費補助金】</p>
<p>一般社団法人練馬区医師会</p> <p>【地域医療推進事業補助金、訪問看護ステーション運営費補助金、磁気共鳴画像診断装置補助金、後方支援病床確保事業補助金、在宅医療連携コーディネート事業等補助金】</p>
<p>公益財団法人練馬区環境まちづくり公社</p> <p>【人件費補助金、法人運営費補助金、みどりのまちづくりセンター運営費補助金】</p>
<p>〔石神井南幼稚園〕</p> <p>A</p> <p>【私立幼稚園教育環境整備補助金、私立幼稚園行事費等助成金、私立幼稚園学級補助員配置助成金、私立幼稚園一時預かり事業補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金、施設整備資金利子補給費】</p>

〔施設名〕団体等名
〔colors桜台二丁目学童クラブ〕 株式会社アンジェリカ 【放課後児童等の広場（民間学童保育）事業運営費補助金】
〔ソラスト武蔵関〕 株式会社ソラスト 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金】
〔ベビーステーション北町〕 有限会社ベビーステーション 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金、現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金】
〔アンミッコ保育園〕 株式会社アンミッコ 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金】
〔未来こどもランドすまいる石神井〕 社会福祉法人未来こどもランド 【民設子育てのひろば運営補助金】

イ 出資団体

団体名	団体名
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 【出捐金】	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 【出捐金】

ウ 指定管理者

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔男女共同参画センター〕 特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構	〔石神井公園区民交流センター〕 練馬建物総合管理協同組合
〔大泉学園ホール〕 公益財団法人練馬区文化振興協会	〔平和台体育館 ほか3か所〕 東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体
〔大泉学園町体育館 ほか3か所〕 ミズノグループ	〔貫井福祉園、貫井福祉工房〕 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ）〕 社会福祉法人武蔵野会	〔はつらつセンター大泉〕 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
〔大泉リサイクルセンター〕 アクティオ・練馬リサイクル共同事業体	〔大泉交通公園〕 アゴラ造園株式会社
〔練馬駅北口地下駐車場〕 株式会社五十嵐商会	〔貫井図書館〕 株式会社図書館流通センター
〔春日町図書館〕 株式会社ヴィアックス	〔東大泉児童館 ほか2か所〕 株式会社ウィッシュ

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、指摘事項には当たらないが、指定管理業務の再委託に係る確認において対応が不十分な事例が見られたので、関係者に適正に処理を行うよう要請する。

その他、軽易な事務上の誤りについては、関係者にその都度口頭で指導した。